



◆個人情報保護法は、データ保護法である。

個人情報保護法は、管理されている、あるいは集積され、保持されている個人に関する一切のデータ(情報)類を保護するというものです。
すなわち、データ保護法のことだ、と考えます。

個人情報の漏洩事故は 大きな苦情になる



個人情報保護法 & コンプライアンス
の講演をいたします。



詳細はお問い合わせください。

プライバシーと個人情報

個人のプライバシー

転移情報化経路

個人情報

行動範囲

- ・靴を買った
- ・スキーを買った
- ・CDを買った

クレジットカード記録

顧客カード

データ

内心の自由

宗教・思想
Xさんが好き
Wさんが嫌い

- ・犬を飼う

保健所への届出

- ・仕事場で着替えた
- ・電話した
- ・風呂に入った

監視カメラ

盗聴

盗撮

動画
データ

- ・家を借りた
- ・テニスをした
- ・DVDを借りた

不動産屋

スポーツクラブ

レンタルショップ

データ
ベース

プライバシー保護法の範囲

個人情報保護

10年ぶりの改正

- 個人情報保護法が、約10年ぶりに改正されようとしている。政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)では2013年12月20日に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針を決定しており、その後2014年6月24日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を決定している。ここでは大綱にそって、個人情報保護法の改正が、ビジネスの現場にどのような影響を及ぼすかについて見ておきたい。

過去の事例と分析



- 事故の一つとなるものに、情報の 紛失 がある。
- 紛失の形が様々
 1. パソコンの 盗難 (職場内外)
 2. メモリー(USB/CD/SDカード等)の 紛失
 3. メモリーの 誤送信 (メール)
 4. 携帯電話(情報記録メモ) 紛失
 5. 規約違反者 の存在(持ち出し、コピー)
 6. 悪意 を持ったスタッフの情報盗難(手段は様々)
 7. その他(不正アクセス・ウィルス感染)
- 管理の強化、パソコンキーロック
セキュリティーシステムの見直し
- 情報が漏れ悪用された場合、どう 対処 するか
(郵送物、電話、詐欺、訪問 等)



現場で起こった事故 報告を恐れない事

- 起きてしまった事故は、迅速な報告が必要
- 規定に則り、どこまで報告をするのか確認
- まずは、口頭報告と同時に文書による報告書を作成
- 受ける側は、自分の責任よりも、組織の信頼を尊重
- 迅速は、最悪の事故を防ぐことも可能とする
- 隠匿は、二重事件となってしまう
- 謝罪会見があるなら、その会見全体のプロデューサーを設け、的確な会見にする。
残念ながら、弁護士で会見に疑問を残し、質問攻めにあうことが多い

本部の役割 クライシスコミュニケーション

危機管理の際のコミュニケーション活動のこと。

特に、事件や事故、不祥事等が生じて危機的状況に陥った企業のマスコミへの対応をさす場合が多い。

《 危機管理広報は重要かつ慎重に！ 》
この失敗は企業(組織)の消滅にまで至る